

令和2年度日本船舶・船員確保計画の実施状況について

1. 関係条文、制度概要
 - (1) トン数標準税制の概要関係条文等
 - (2) 日本船舶・船員確保計画の認定制度の概要
2. 外航海運
 - (1) トン数標準税制の概要
 - (2) 外航日本船舶及び外航日本人船員の確保状況
3. 内航海運
内航船員の確保のための取組及び確保状況



私たちは「C to Seaプロジェクト」
を推進しています

1-(1) 関係条文等

○海上運送法(昭和24年6月1日法律第187号)(抄)

(日本船舶・船員確保基本方針)

第34条 国土交通大臣は、安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本船舶(船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶をいう。以下同じ。)の確保並びにこれに乗り組む船員の育成及び確保(これらに関連して実施される措置であつて、第三十九条の五第七項に規定する準日本船舶の確保、これに乗り組む船員の育成及び確保その他の国土交通省令で定めるものを含む。以下「日本船舶及び船員の確保」という。)に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(以下「日本船舶・船員確保基本方針」という。)を定めるものとする。

2~6(略)

(日本船舶及び準日本船舶の確保に関する事項の公表)

第45条の2 国土交通大臣は、毎年度、日本船舶(対外船舶運航事業の用に供されるものに限る。)及び準日本船舶の確保に関するものとして国土交通省令で定める事項を公表するものとする。

○海上運送法施行規則(昭和24年8月31日運輸省令第49号)(抄)

(日本船舶及び準日本船舶の確保に関する事項の公表)

第46条 法第45条の2の国土交通省令で定める事項は、日本船舶(対外船舶運航事業の用に供されるものに限る。)及び準日本船舶のそれぞれの隻数とする。

○日本船舶及び船員の確保に関する基本方針(平成30年2月16日国土交通省告示第186号)(抄)

6. 日本船舶及び船員の確保に関する施策の評価の実施

安定的な海上輸送を継続的に確保していくためには、国際的な競争条件の均衡化を図ることに加え、日本船舶及び船員の確保を図ることが重要であることに鑑み、2に掲げる諸施策の効果を検証するとともに、今後も諸外国の動向等を踏まえ、我が国における施策の充実・強化の是非を不断に検討する必要がある。

このため、毎年度、施策の実施状況について交通政策審議会海事分科会に報告することとする。また、日本船舶及び船員の確保の施策の効果について適当な時期において評価することとし、必要があると認めるときは、今般の新たな制度的枠組みについて検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

日本船舶・船員確保計画の認定制度の概要

日本船舶の確保・船員の育成及び確保に関する基本方針
(平成30年国土交通省告示第186号)



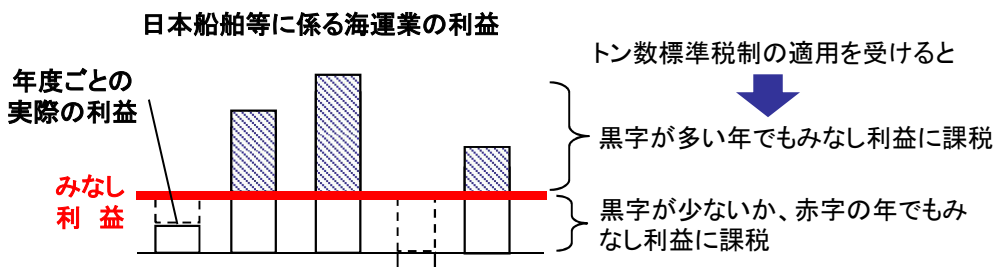
日本船舶・船員確保計画の作成 (船舶運航事業者等)



日本船舶・船員確保計画の認定 (国土交通大臣)

トン数標準税制（平成21年度適用開始）の概要

- 外航船舶運航事業者が、「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合、日本船舶等に係る利益についてみなし利益課税を適用。



- 利益の変動が激しい外航船舶運航事業者にとって、毎年の納税額が予見可能となり、**船舶投資（※）を安定的・計画的に行うことが可能。**

※一隻当たり数十億円から数百億円

- 平成25年度から、日本船舶に加えて**準日本船舶も対象に追加。**平成29年4月には、**準日本船舶の対象の拡大**等を含む「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律」が成立。



我が国経済活動を支える国際海上輸送の安定化を通じて、経済安全保障を確立。

準日本船舶の概要

- 航海命令※が発せられた場合に、迅速に日本船舶となること可能な外国船舶

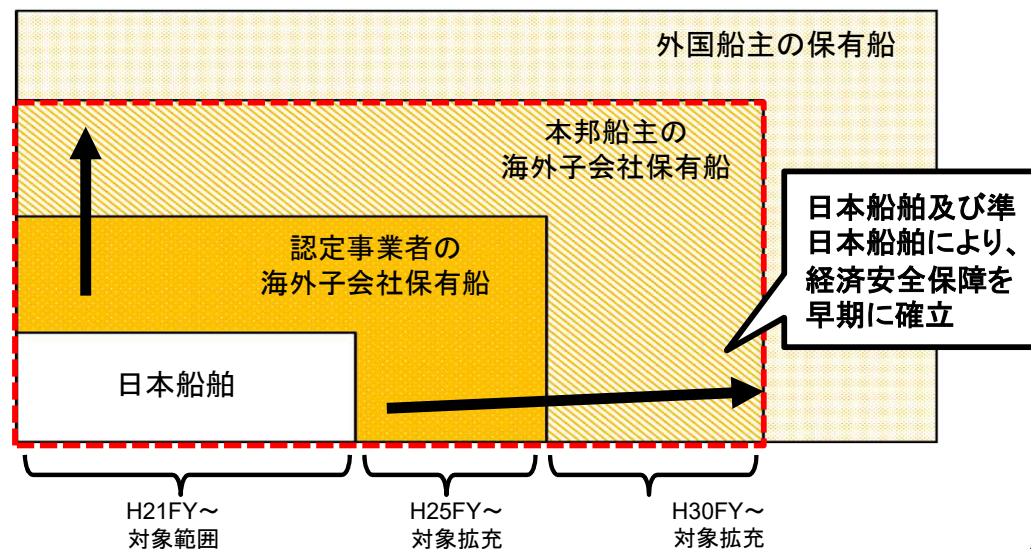
※海上運送法第26条第1項 国土交通大臣は、航海が災害の救助その他公共の安全の維持のため必要であり、かつ、自発的に当該航海を行う者がいない場合又は著しく不足する場合に限り、船舶運航事業者に対し航路、船舶又は運送すべき人若しくは物を指定して航海を命ずることができる。

平成29年度までの準日本船舶

外航船舶運航事業者が実質的に保有する外国船舶

平成30年度以降対象となる準日本船舶

本邦船主が実質的に保有する外国船舶



2-(2) 外航日本船舶及び外航日本人船員の確保状況

日本船舶・船員確保計画の認定状況

- 令和3年3月時点における認定事業者は計7社
 : 旭海運、飯野海運、NSユナイテッド海運、川崎汽船、ENEOSオーシャン、商船三井及び日本郵船

<認定事業者の変遷>

平成21年3月に10社、平成22年2月に1社それぞれ認定

平成22年10月：認定事業者同士の合併【新和海運／日鉄海運→NSユナイテッド海運】

平成24年4月：日正汽船（認定事業者）が雄洋海運と合併し商号変更【JX日鉱日石 SHIPPING】

平成25年4月：三光汽船が認定取消

平成26年2月：JX日鉱日石タンカーを認定

平成26年3月：旭タンカーが撤退

平成26年4月：認定事業者同士の合併【JX日鉱日石タンカー／JX日鉱日石 SHIPPING→JXオーシャン】

平成29年3月：第一中央汽船が認定取消

平成30年3月：第2次認定事業者7社のうち6社の第3次計画を認定

平成31年3月：第2次認定事業者7社のうち1社の第3次計画を認定

日本船舶・船員確保計画のこれまでの実績

項目	第1次計画開始時	第1次計画(平成21年度～平成25年度)					第2次計画(平成26年度～平成29年度)				第3次計画(平成30年度～令和4年度)			
		第1期実績(平成21年度)	第2期実績(平成22年度)	第3期実績(平成23年度)	第4期実績(平成24年度)	第5期実績(平成25年度)	第1期実績(平成26年度)	第2期実績(平成27年度)	第3期実績(平成28年度)	第4期実績(平成29年度)	第1期実績(平成30年度)	第2期実績(令和元年度)	第3期実績(令和2年度)	増減(第1次計画開始時→第3次計画第3期実績)
外航日本船舶の確保計画の実績	77.4隻	95.4隻	118.9隻	131.8隻	143.0隻	167.0隻	181.6隻	201.1隻	216.2隻	241.3隻	254.9隻	260.0隻	253.0隻	175.6隻
準日本船舶の確保計画の実績	—	—	—	—	—	27隻	40隻	55隻	69隻	64隻	57隻	52隻	42隻	—
日本船舶等の合計	—	—	—	—	—	194隻	221.6隻	256.1隻	285.2隻	305.3隻	311.9隻	312.0隻	295.0隻	—
外航日本人船員の確保計画の実績	1,072人	1,103人	1,112人	1,153人	1,194人	1,134人	1,132人	1,146人	1,162人	1,216人	1,248人	1,276人	1,257人	185人
日本人海技士の確保計画の実績	—	—	—	—	—	54人	80人	110人	138人	128人	114人	104人	84人	—
日本人船員等の合計	—	—	—	—	—	1,188人	1,212人	1,256人	1,300人	1,344人	1,362人	1,380人	1,341人	—

3 内航船員の確保のための取組及び確保状況

日本船舶・船員確保計画

- 内航海運事業者等が、新人船員の採用及び訓練を行う計画である「日本船舶・船員確保計画」を作成した場合に、国土交通大臣による認定を受けることができる。
- 認定を受けた日本船舶・船員確保計画に従い、新人船員を雇用して、育成を行う事業者に対して、船員計画雇用促進助成金等により支援。

制度開始時(H20)からの実績

<日本船舶・船員確保計画の認定事業者数>

(単位:社)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
認定事業者数	113	182	190	171	177	177	177	197	228	226	238	241	246	248

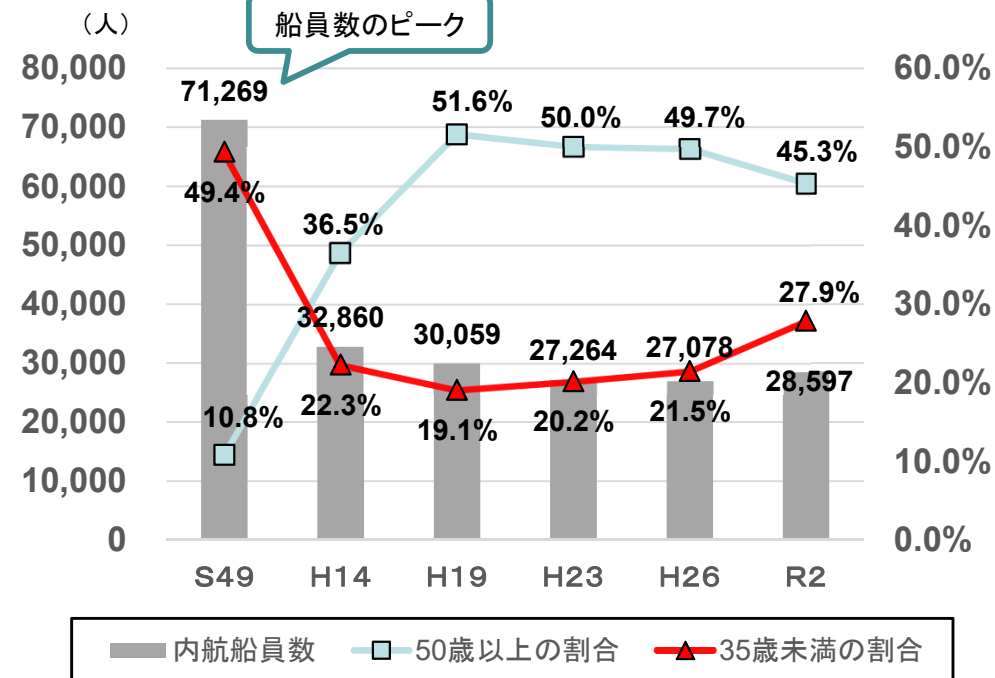
<日本船舶・船員確保計画に基づく船員未経験者の採用状況>

(単位:人)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
採用数	374	367	314	297	425	497	562	639	729	706	740	756	657	7,063
(うち女性)	(15)	(5)	(12)	(24)	(14)	(39)	(36)	(48)	(42)	(48)	(32)	(47)	(44)	(406)

事業効果

内航船員の推移(令和2年10月現在)



内航船員の育成及び確保を図り、安定的な国内海上輸送を確保する。